

平成29年度居宅介護支援指摘事項一覧

10事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	秘密保持	○管理者について退職後の秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。管理者においても、従業者として秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第52号第25条第2項 都条例施行要領第三の3(15)②	1
2		○従業者であった者の秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。秘密保持に係る規定の整備を行うとともに漏れなく誓約書等を取り交わすようにしてください。		1
3	居宅サービス計画の作成	○福祉用具貸与(特定福祉用具販売)の必要性の検討が確認できず、居宅サービス計画に必要な理由の記載がない事例や福祉用具の種類を追加した際にサービス担当者会議を開催していない事例がありました。福祉用具貸与(特定福祉用具販売)を位置付けるに当たっては、サービス担当者会議等でその必要性を検討し、居宅サービス計画に福祉用具貸与(特定福祉用具販売)が必要な理由を記載してください。	都条例第52号第20条第二十一号、第二十二号 都条例施行要領第三の3(11)21	5
4		○利用者に提供中の一部のサービスが居宅サービス計画に位置付けられていない事例がありました。提供中の全てのサービスについて居宅サービス計画に反映するとともに、当該計画を利用者及びサービス事業者に速やかに交付してください。		1
5	初回加算	○要介護状態が2区分以上変更された場合に、居宅サービス計画を作成する上で必要なアセスメントについての記録が確認できない事例がありました。初回加算を算定するためには、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の開催が必須要件です。正しい介護給付算定となるよう当該加算に係る介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表口注 老企第36号第3の9	1
6	特定事業所集中減算	○居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の作成・保管がされていませんでした。居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書を作成し、保管するとともに、必要に応じて東京都への提出を行ってください。	厚告第20号別表イ注6 老企第36号第3の10	1
7	退院・退所加算	○入院した利用者の病院関係者と面談はしていたものの、居宅サービス計画への反映・作成がされていない事例がありました。算定要件を満たさないため、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表ホ注 老企第36号第3の13	1